

長岡市公告第121号

簡易評価型プロポーザル方式による業務の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務を実施するので、次のとおり公告します。

令和6年4月23日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務は、長岡市固定資産評価に関する課題対応及び総合評価支援業務について参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者に優先交渉権を与え契約を締結するものです。

2 業務内容

(1) 業務名 長岡市固定資産評価に関する検証及び総合評価支援業務

(2) 業務内容

ア 課題の対応

その他の宅地評価法における不整形地（形状等による）評価及び補正の検討

イ 課題の検証案の提案

令和9基準年度評価替えに向けた、課題対応スケジュール及び検証方法の提案

ウ 相談対応及び情報収集・提供

(ア) 土地の評価に関する質問に対応する

(イ) 税制改正及び固定資産評価基準の改正など、土地の評価に関する情報提供を行う

(3) 契約期間 本業務の履行期間は、下記のとおりとします。

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件に該当する者であることを要します。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ

た日から2年を経過しない者

- (3) この公告の日において、長岡市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (4) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 国の機関、自治等からの委託により過去5年以内（平成31年4月1日以降）に固定資産評価（土地）に係る業務委託の実績（現在業務実施中のものを含む。）を有していること。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザル参加表明書（様式1）
※本市入札参加資格名簿に登録されていない者は「誓約書」（様式2）
- (2) 提出期限 令和6年4月30日（火曜日）午後3時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着。）により提出してください。
- (4) 提出先
長岡市財務部資産税課
住 所 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10
電 話 0258-39-2213
FAX 0258-39-2263
e-mail sisanzei@city.nagaoka.lg.jp

5 質問書の受付及び回答について

4により参加表明書を提出した者は、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザルに関する質問書（様式3）
- (2) 提出期限 令和6年5月10日（金曜日）午後3時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール（発信後に必ず電話で確認してください。）
- (4) 提出先 4に同じ
- (5) その他 提出された質問に対しては、令和6年5月17日（金曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に電子メールにより回答します。

6 提案書の提出について

4により参加表明書を提出した者は、次のとおり提案書を提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年5月24日（金曜日）午後3時まで（必着）

- (2) 提出方法 正本1部、副本6部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）のいずれかの方法により提出してください。
- (3) 提出先 4に同じ
- (4) その他 提案書の内容について、後日プレゼンテーションを実施します。日時、方法等の詳細については、別途通知します。

7 提案書に記載する事項

(1) 会社概要

- ア 社名
- イ 本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ウ 資本金
- エ 従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- オ 業務内容

(2) 業務実績に関する事項

国の機関、自治体等からの委託により、過去5年以内（平成31年4月1日以降）に固定資産評価（土地）に係る業務委託の実績を最大15件まで記載してください。
なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとします。

- ア 業務の名称及び内容
- イ 履行期間
- ウ 委託者の名称

(3) 本業務への取組体制に関する事項

- ア 担当予定者氏名、経歴、実績
- イ 本業務への対応予定体制、本市からの相談等に対する応答体制について記載すること。

(4) 取組方針、内容等に関する事項

- ア その他の宅地評価法における不整形地の評価について、考え方を述べること。
- イ 次期評価替えを踏まえ、課題を対応するための作業スケジュール及び検証方法について提案すること。
- ウ 事業者独自の提案がある場合は、考え方を述べること。

(5) 費用見積りに関する事項

委託費3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内での総事業費の見積額を記載し、その費用内訳もわかる書類を提出してください。
提案見積額は、この上限金額を超えた場合は失格とします。

8 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者で、次の全ての要件に該当する者の中から、提案書、プレゼンテーションの内容及び見積金額により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていること。
- (2) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

- (3) 本市の意向に合致しており、今後連携して業務展開が実現可能であると見込まれること。
- (4) 本市からの質問に対して的確に回答することで業務遂行能力を示すこと。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員へ通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

- (1) このプロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類は、当該プロポーザルの目的以外の目的には使用しません。
- (3) 提案書に記載された内容については、原則として提出後の変更を認めません。なお、提出書類は、返却しません。
- (4) 選考の段階で、提案の虚偽、不正又は違反が認められた提案者は、直ちに失格とします。
- (5) 不明な点については、長岡市財務部資産税課にお問い合わせください。